

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年十月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月七日

埼玉県東松山県土整備事務所長 森 田 好 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 行田東松山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>東松山市加美町三〇九四番五地先 から同市加美町三〇六八番二地先 まで</p>		<p>区 間</p>
<p>一一・八八〇 一四・二五</p>	<p>九・四五〇 一三・八一</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一一四・〇〇</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
<p>東松山市市の川特定土地 区画整理事業による道路 改築である。</p>		<p>備 考</p>